第十二条　経済産業大臣は、法第九条第四項の認定がその効力を失ったときは、その旨を速やかに当該認定を受けていた者の当該失効した認定に係る特定契約の相手方である電気事業者に通知するものとする。（特定契約を締結している場合に限る。）。

（系統連系工事着工申込書の受領条件）

第十三条の三　前条第一項の規定に基づき、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領するに当たっては、認定事業者が一般送配電事業者等へ系統連系工事着工申込書を提出する時点において、次に掲げる要件（第二号及び第三号については、必要な場合に限る。）を全て満たしていることを条件とする。

一　［略］

二　当該設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の農業振興地域整備計画の変更（当該設備を設置する農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に限る。）が行われ、又は農地法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可を受け、若しくは同法第四条第一項第八号若しくは同法第五条第一項第七号の届出（不備がないものに限る。）が行われていること。

三　［略］

（費用負担調整のための交付金の交付期間）

第十三条の三の二　法第十五条の二第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

（調整交付金の額の算定方法）

第十三条の三の三　法第十五条の三各号列記以外の部分の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間ごとに、法第十五条の三の規定に基づき算定して得た額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額に第一号から第五号までに掲げる額（当該方法により算定される額の調整交付金の交付を受ける電気事業者が一般送配電事業者である場合であって、離島等から再生可能エネルギー電気の調達を行う場合にあっては、第一号に掲げる額に限る。）を加え、第六号及び第七号に掲げる額を控除する方法とする。この場合において、当該方法により算定して得た額が零を下回るときは、当該額は零とする。

一　交付金の交付に伴い当該電気事業者が支払うこととなる事業税に相当する額

二　特定契約又は一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより電気事業者又は電気事業者から再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者がインバランス料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第一条第二項第二号に規定するインバランス料金をいう。以下同じ。）又はこれに準ずる費用として追加的に負担する平均の費用として経済産業大臣が定める額

三　前号に掲げる額と別に、再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約又は一時調達契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより、電気事業者が、当該再生可能エネルギー発電設備を設置する場所をその供給区域とする一般送配電事業者の周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する場合、その平均の費用として経済産業大臣が定める額

第十二条　経済産業大臣は、法第九条第三項の認定がその効力を失ったときは、その旨を速やかに当該認定を受けていた者の当該失効した認定に係る特定契約の相手方である電気事業者に通知するものとする。

（系統連系工事着工申込書の受領条件）

第十三条の三　前条第一項の規定に基づき、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領するに当たっては、認定事業者が一般送配電事業者等へ系統連系工事着工申込書を提出する時点において、次に掲げる要件（第二号及び第三号については、必要な場合に限る。）を全て満たしていることを条件とする。

一　［略］

二　当該設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の農業振興地域整備計画の変更（当該設備を設置する農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に限る。）が行われ、又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項若しくは第五条第一項の許可を受け、若しくは同法第四条第一項第七号若しくは同法第五条第一項第六号の届出（不備がないものに限る。）が行われていること。

三　［略］

［新設］

［新設］